

松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例  
届出の手引き

令和8年4月1日

松戸市 街づくり部 都市計画課

# 目次

1. 松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例とは … p.3
2. 届出が必要な場合（条例第 2 条～第 7 条） … p.4
3. 駐車施設の必要台数の算定について（条例第 4 条～第 6 条、第 8 条） … p.5
4. 建築物の増築又は用途変更の場合の台数算定について（条例第 6 条） … p.6
5. 非特定用途に供する建築物で市長が特に必要がないと認めるものについて … p.6  
（条例第 4 条、第 6 条、運用基準第 2 条）
6. 特殊装置の取り扱いについて（条例第 8 条第 3 項、運用基準第 3 条、第 11 条） … p.6
7. 駐車施設の附置の特例について（条例第 9 条、運用基準第 4 条） … p.7
8. 指定駐車施設について（運用基準第 5 条、第 6 条） … p.7-8
9. 届出等の手順、必要書類について … p.9-10  
（条例第 9 条の 2、施行規則第 3 条、運用基準第 5 条、同第 6 条）
10. 立入検査、措置命令、罰則について … p.11  
（条例第 12 条～第 15 条、規則第 4 条、同第 5 条）
11. 経過措置について（条例附則、運用基準附則） … p.12
12. よくある質問 … p.13

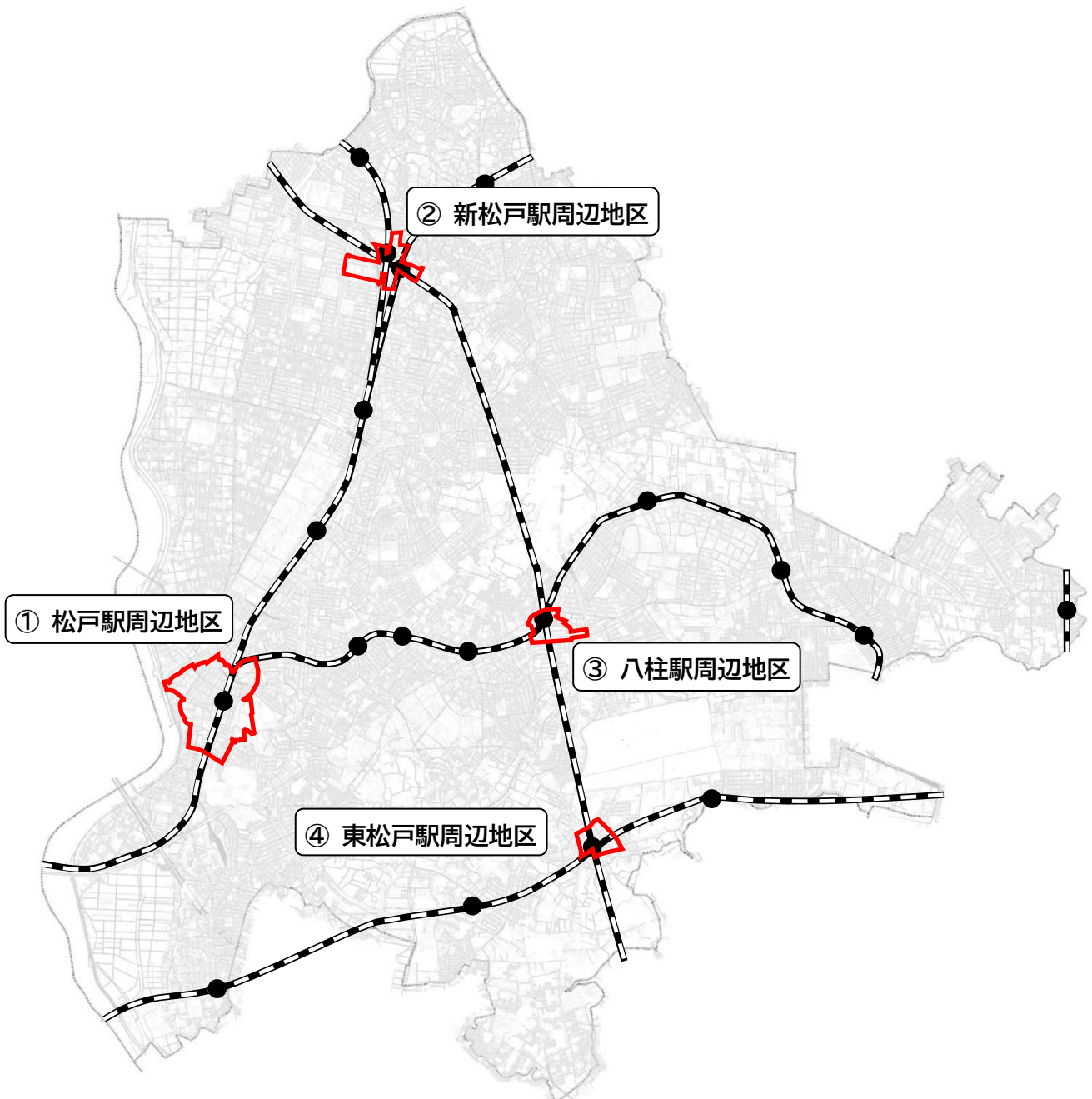
## 1. 松戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例とは

駐車場整備地区内に一定規模以上の建築物を新築又は増築等を行う場合、本条例の規定に基づき、駐車施設を附置する必要があります。

### ・ 駐車場整備地区について

駐車場整備地区は、商業地域や近隣商業地域もしくはその周辺地域において、自動車交通がふくそうする地区で道路の利用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められた区域について、都市計画法及び駐車場法に基づき、駐車場整備地区が決定されます。

松戸市では、松戸駅を中心とした「松戸駅周辺地区」のほか、「新松戸駅周辺地区」、「八柱駅周辺地区」及び「東松戸駅周辺地区」の4地区約115ヘクタールを定めています。



## 2. 届出が必要な場合（条例第2条～第7条）



### 【特定用途と非特定用途について】（条例第3条、施行規則第2条）

特定用途	駐車場法第20条第1項後段の特定用途（駐車場法施行令第18条） 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボウリング場、体育館、百貨店 その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅。 ※その他これらの用途に類するものも含むものとします。
非特定用途	特定用途以外の用途

※共用部分は、延べ面積（駐車施設の用途に供する部分を除く）に対する各用途の割合で按分して加算します。

※共同住宅は、駐車場法施行令の改正により、令和8年4月1日から法令上は特定用途の位置付けになりますが、条例改正により非特定用途と同じ算出方法を適用します。

### 3. 駐車施設の必要台数の算定について（条例第4条～第6条、第8条）

#### 駐車施設の必要台数算定表（参考）～附置条例～

特定用途	駐車場法第20条第1項後段の特定用途（駐車場法施行令第18条） 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボウリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅。※その他これらの用途に類するものも含むものとします。
非特定用途	特定用途以外の用途

※共用部分は、延べ面積（駐車施設の用途に供する部分を除く）に対する各用途の割合で按分して加算します。

の欄に該当する数値を記入してください。

(1) 建築物の内容				(2) 条例対象の判断				
延べ面積※		用途毎の面積		A	①+②	=	m <sup>2</sup>	
特定用途 (共同住宅を除く) (以下Aとします)	事務所	m <sup>2</sup>	①	→	B	③×0.5	=	m <sup>2</sup>
	その他	m <sup>2</sup>	②		合計		=	m <sup>2</sup>
共同住宅及び非特定用途(以下Bとします)		m <sup>2</sup>	③		上記の計算結果			
合計		m <sup>2</sup>	④	⑤		≤ 1000m <sup>2</sup> につき附置義務条例の対象外		

※駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く  
(50cc以下の駐車場・駐輪場は除くことができません)



(3) 事務所に関する低減措置（①の面積を振り分ける）					
事務所	0m <sup>2</sup> 超～10,000m <sup>2</sup> までの部分の床面積	×1.0	=	m <sup>2</sup>	
	10,000m <sup>2</sup> 超～50,000m <sup>2</sup> までの部分の床面積	×0.7	=	m <sup>2</sup>	
	50,000m <sup>2</sup> 超～100,000m <sup>2</sup> までの部分の床面積	×0.6	=	m <sup>2</sup>	
	100,000m <sup>2</sup> を超える部分の床面積	×0.5	=	m <sup>2</sup>	
合計				m <sup>2</sup>	⑥



(4) 建築用途別の附置義務台数の算出					
1)A部分	(② + ⑥)	÷200m <sup>2</sup> /台	=	(小数点以下第3位を四捨五入)	台 ⑦
2)B部分	③	÷450m <sup>2</sup> /台	=	(小数点以下第3位を四捨五入)	台 ⑧
合計	⑦+⑧		=		台 ⑨



(5) 中小規模建物の緩和（④<6,000m <sup>2</sup> の場合に対象）					
緩和係数	=	$1 - \frac{1,000\text{m}^2 \times (6,000\text{m}^2 - ④)}{(6,000\text{m}^2 \times ⑤) - (1,000\text{m}^2 \times ④)}$	=	(小数点以下第3位を四捨五入※)	⑩

※0<⑩<0.01となるものは全て0.01



(6) 附置義務全体台数の算出						
(5)緩和措置の対象の場合	⑨	×	⑩	=	(小数点以下切り上げ)	台
(5)緩和措置の対象外の場合	⑨			=	(小数点以下切り上げ)	台

0台 ≤ 10台につき車いす対応等駐車施設設置不要

※条例改正により、令和8年4月1日から、車椅子利用者用駐車施設の設置義務台数が変更されました。

(7) 駐車まず1台当たりの大きさ（条例第8条）	
附置義務台数が10台以下のもの	2.3m×5.0m以上
附置義務台数が10台超200台以下のもの	附置義務台数×0.1台(切り上げ):2.5m×6.0m以上 (そのうち附置義務台数×0.02台(切り上げ)以上は車いす利用者用として3.5m×6.0m以上)
	その他:2.3m×5.0m以上
附置義務台数が200台を超えるもの	附置義務台数×0.1台(切り上げ):2.5m×6.0m以上 (そのうち附置義務台数×0.01台(切り上げ)+2台以上は車いす利用者用として3.5m×6.0m以上)
国土交通大臣が認める特殊の装置を用いる駐車施設のうち市長が認めるもの	規定なし

※松戸市ホームページに、上記の算定表をエクセル形式で載せています。

#### 4. 建築物の増築又は用途変更の場合の台数算定について（条例第 6 条）

増築後の床面積で算出した台数	－	増築前の床面積で算出した台数	=	新たに附置しなければ
用途変更後の用途で算出した台数		用途変更前の用途で算出した台数		ならない台数

※台数算定は、届出時点における条例の基準を適用して算出するものとします。

そのため、増築前の床面積(用途変更前の用途)で算出した台数とは、仮に新築したものとして改めて算出するものであるため、従前に課されていた附置義務台数とは異なる場合があります。

#### 5. 非特定用途に供する建築物で市長が特に必要がないと認めるものについて (条例第 4 条、第 6 条、運用基準第 2 条)

(1) 学校教育法第 1 条に規定する学校(大学を除く。)の学生、生徒、児童又は幼児のための寄宿舍
(2) 電気事業法第 2 条第 12 号に規定する電気工作物
(3) 電気通信事業法第 2 条第 2 号に規定する電気通信設備
(4) 熱供給事業法第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設
(5) その他その性質上又は用途上自動車の駐車需要を生じさせないと市長が認める建築物

#### 6. 特殊装置の取り扱いについて（条例第 8 条第 3 項、運用基準第 3 条、第 11 条）

特殊装置（駐車場法施行令第 15 条の規定により国土交通大臣が認めるもの(大臣認定)）については、保守点検や配置、敷地周辺状況より安全に利用できることが確認できる場合、条例第 8 条に規定する駐車施設の規模の規定は適用しないものとします。

また、安全対策及び維持管理については、関係法令並びにそれぞれ国土交通省の示す「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」及び「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」に従っていただき、条例第 8 条第 3 項及び条例第 9 条の 2 の規定により提出された特殊装置に係る書類または図書に記載の有効期限を超えるときには、当該駐車施設が特殊装置として有効であることを示してください。

## 7. 駐車施設の附置の特例について（条例第9条、運用基準第4条）

交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合<sup>※1</sup>には、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所<sup>※2</sup>の駐車施設を附置義務駐車場とすることができます。

※1 交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合(運用基準第4条第1項)

(1) 消防用空地を設けるため、当該敷地に駐車施設を設けることができない場合
(2) 当該敷地が法令により自動車の出入口を設けてはならない部分のみに面している場合
(3) 当該敷地が歩行者専用道路など、自動車の通行を制限する交通規制がある道路のみに面している場合
(4) 既存建築物の増改築等において、附置義務台数増加分を設置することができない場合
(5) 当該敷地の間口が狭く、安全な駐車施設を設けられない場合
(6) 当該敷地の面積が1,000㎡以下の場合
(7) 当該敷地前面に、電線共同溝の地上機器など、移設困難な工作物等があり、駐車施設の出入口を設けることができない場合
(8) 規則第3条第1項2号イに規定する駐車施設に設ける場合
(9) 当該敷地が別図に示す鉄道駅周辺に位置する場合
(10) 前各号いずれにも該当しない場合において、当該敷地の立地上又は当該建築物の設計上、過度の負担を強いることになると認められる場合

※別図については巻末資料参照

※2 当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所とは、当該敷地端部からの直線距離で判断します。  
また、原則として当該建築物が属する駐車場整備地区の範囲内に設けるものとしてください。  
(ただし、当該建築物の立地上、当該範囲内に設けることが困難な場合にはこの限りではありません。)

## 8. 指定駐車施設について（運用基準第5条、第6条）

附置義務駐車場は原則として、当該建築物又はその敷地内の駐車場、隔地駐車場でも自己所有の駐車場や月極駐車場を契約しているなど、当該駐車施設が駐車施設を附置すべき者が所有する土地又は借地等に設ける駐車場であって、特定の駐車ますに対して永続的な利用が担保された駐車施設であることが必要となります。

ただし、これ以外の時間貸し駐車場等の一般公共の用に供する駐車場についても、一定の条件を満たす事前に市の指定を受けたもの(指定駐車施設)であれば、附置義務駐車場として利用することができます。

なお、指定駐車場の指定状況については市での公開はしておりません。個別に各施設に確認してください。

【指定駐車施設の条件】（運用基準第 5 条）

(1)	建築物である駐車施設であること
(2)	駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル以上の規模を有する駐車施設であること
(3)	駐車場法施行令に定める構造及び設備の基準に適合していること
(4)	条例第 8 条の規定に適合する駐車施設であること
(5)	駐車施設の出入口付近の道路に当該駐車施設を利用する自動車の滞留が発生するおそれがないこと
(6)	原則として別図に示す鉄道駅周辺に位置しないこと。 ただし、この基準が施行される前に設置された駐車施設についてはこの限りでない
(7)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する用途の施設及びそれに付随する駐車施設でないこと
(8)	原則として駐車場整備地区の範囲内であること。 ただし、当該駐車施設周辺の状況により、当該範囲内に設けることが困難な場合にはこの限りでない。

【指定駐車施設に附置することができる駐車台数の条件】（運用基準第 6 条第 1 項）

(1)	一般公共の用に供する部分	最大 10 分の 3 以下（ただし、その台数が空き台数（利用率により算出される台数）を下回る場合には、その台数とする）
(2)	附置義務受け入れ台数分を常時確保する運用を行う場合 （エリア分け、利用券の発行、その他これに類する運用を行う場合）	空き台数（運用により確保できる台数）

【空き台数にかかる利用率のデータの算出方法】（運用基準第 6 条第 2 項）

入庫台数データの有無		算定の方法
日毎のデータ （過去 1 年分）	時間毎のデータ （1 時間 or 2 時間）	
データ有	データ有	・過去 1 年間で平日 30 番目、休日 10 番目に入庫台数が多い日について、その時間毎の在車台数のうち、最も少ない空き台数を使用
データ有	データ無	・直近 1 ヶ月の時間毎の入庫台数を調査 ・平休別で、時間毎の在車台数の平均値を算出 ・過去 1 年間で、平日 20 番目、休日 5 番目に入庫台数が多い日について、上記時間毎の在車台数の平均値のうち、最も少ない空き台数を使用
データ無	データ無	・直近 3 か月（うち 7 月もしくは 12 月を含むこととする）の時間毎の入庫台数を調査 ・直近 3 か月間で、平日 5 番目、休日 2 番目に入庫台数が多い日について、その時間毎の在車台数のうち、最も少ない空き台数を使用

9. 届出等について（条例第 9 条の2、施行規則第 3 条、運用基準第 5 条、第 6 条）

指定駐車施設※	指定申請	(運用基準第 7 条第 1 項)
	↓	※申請から通知書の発行までは 2 週間程度
	指定通知	(運用基準第 7 条第 2 項)
	↓	
	使用状況報告	指定の通知を受けた日から、毎年1年が経過する日までに、空き台数とその算出根拠を示す必要があります（運用基準第 11 条 3 号）

※一般公共の用に供する駐車施設が附置義務駐車施設を受け入れるには、事前に指定を受ける必要があります



附置義務駐車施設	(事前協議)	指定駐車施設を附置義務駐車施設とする場合には、届出の前に協議を実施し、根拠資料を提出してください（運用基準第 9 条）
	↓	
	届出	(条例第 9 条の2、施行規則第 3 条)
	↓	※届出から受理通知書の発行までは 2 週間程度
	受理通知書	(施行規則第 3 条第 3 項)
	↓	
	建築確認申請	
	↓	
	工事着手	
	↓	
	駐車場管理者決定届	工事完了後速やかに提出してください（運用基準第 10 条） ただし、届出時に管理者が明確になっている場合（自社ビル等で届出者自身が管理を行う場合や、契約駐車場等で届出時に提出した駐車施設使用承諾書に記載の管理者が決まっている場合など）には省略することができます。
	↓	
使用状況報告	以下の場合には使用状況報告が必要です（運用基準第 11 条） ・特殊装置を用いる場合で、届出時に提出した有効期限を超えるとき ・隔地駐車場を利用する場合(指定駐車施設を含む)で、届出時に提出した駐車施設使用承諾書に記載の有効期限を超えるとき	

※以下の場合には適用除外となります（条例第 10 条）

- ・建築基準法第 85 条に規定する仮設建築物
- ・条例施行後に新たに駐車場整備地区に指定された区域内で、その指定日から6か月以内に着手する場合

※駐車施設の管理等は適切に行ってください（条例第 11 条、運用基準第 10 条、同第 11 条）

- ・駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。
- ・特殊の装置を用いる駐車施設の所有者又は管理者は、保守点検を定期的に行わなければならない。

【届出等における必要書類】

		必要書類・記載事項			
附置義務駐車施設	当該建築物又は当該建築物の敷地内に設ける場合	駐車施設設置(変更)届出書 (第1号様式)			
		付近見取図	縮尺(1/2,500)、方位、道路、物件及び建築物の位置		
		駐車施設	配置図	縮尺(1/200以上)、方位、敷地の境界、駐車区画、車路並びに当該敷地に接する道路の位置及び幅員	
			各階平面図	縮尺(1/200以上)、駐車区画及び車路	
		建築物	配置図	縮尺(1/200以上)、方位、敷地の境界、敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員	
			各階平面図	縮尺(1/200以上)、間取り及び各室の用途	
	行為完了後、管理者が決定した場合	駐車施設管理者決定(変更)届 (運用基準第4号様式)			
	※以下の場合には、上記に示す書類に加え、下記に示す書類の提出が必要です。				
	特殊な装置を用いる場合	特殊装置の構造図			
		駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定を証する書類の写し			
	大臣認定の期限を超える場合	使用状況報告書 (運用基準第5号様式)			
	隔地駐車場を利用する場合	付近見取図に駐車施設の位置及び建築物との直線距離を記載			
		駐車施設を当該建築物の敷地外に設ける理由書			
		駐車施設及びその敷地に係る登記簿謄本 (届出者本人が所有する場合など)			
		駐車施設使用承諾書 (契約書の写しなど)			
指定駐車施設を利用する場合	(上記書類に加え、指定駐車施設管理者の協力を得て以下の書類を提出する)				
	駐車施設の指定(変更・廃止)通知書 (運用基準第2号様式) の写し				
	附置条例受入状況報告書 (運用基準第3号様式)				
	駐車施設使用承諾書を補足する資料 (基準への適合状況が不明な場合)				
使用承諾期限を超える場合	使用状況報告書 (運用基準第5号様式)				
	駐車施設使用承諾書 (契約書の写しなど、更新後のもの)				
指定駐車施設	指定を受けようとするとき	駐車施設の指定(変更・廃止)申請書 (運用基準第1号様式)			
		配置図	縮尺(1/200以上)、方位、敷地の境界、駐車区画、車路並びに当該敷地に接する道路の位置及び幅員		
		各階平面図	縮尺(1/200以上)、駐車区画及び車路		
		駐車台数の算出資料	利用率による場合	空き台数の算出根拠	
			運用による場合	運用方法及び常時確保できる根拠	
		その他施行令に定める構造及び設備の基準に適合していることを示す補足資料			
	指定から、毎年1年が経過する日までに提出するもの	使用状況報告書 (運用基準第6号様式)			
		駐車台数の算出資料	利用率による場合	空き台数の算出根拠	
運用による場合			運用方法及び常時確保できる根拠		

※届出等の内容により、上記の他、必要と認める書類等を提出させ、又は当該書類等の一部の提出を省略させることができるものとします。

## 10. 立入検査、措置命令、罰則について（条例第12条～第15条、規則第4条、同第5条）

### （立入検査）

第12条 市長は、この条例を施行するために必要に応じて建築物又は駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に建築物若しくは駐車施設に立入検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

### （立入検査の身分証明書）

規則第4条 条例第12条第2項の規定により立入検査職員が携帯すべき証明書は、第3号様式とする。

### （措置命令）

第13条 市長は、第4条から第6条まで（第7条において適用される場合を含む。）、第8条又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

### （措置命令書）

規則第5条 条例第13条第2項に規定する措置命令書は、第4号様式とする。

### （罰則）

第14条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかつた者は、20万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、6万円以下の罰金に処する。

### （両罰規定）

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

## 11. 経過措置について（条例附則、運用基準附則）

条例及び運用基準施行の際現に新築、増築又は用途変更の工事中の建築物における駐車施設については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることとします。

※ 指定駐車施設への指定については、既存建築物でも指定できるものとします。

### 【条例改正に伴う取扱いについて】



- ① 条例施行日より前に、新築、増築又は用途変更に伴う届出を行い、着工・完了する場合
- ② 工事完了は条例施行日以後であるものの、条例施行日より前に、新築、増築又は用途変更に伴う届出を行い、着工している場合（変更届の場合も同様）
- ③ 着工及び工事完了は条例施行以後であるものの、条例施行日より前に、新築、増築又は用途変更に伴う届出をした場合

⇒ 改正前の条例、規則の規定に従ってください。

- ④ 条例施行日以後に、新築、増築又は用途変更に伴う届出を行い、着工・完了する場合
- ⑤ 条例施行日より前に、新築、増築又は用途変更に伴う届出を行い、着工した後、条例施行日以後に変更を行い、再着工・完了する場合。（変更届による場合を含む※2）

⇒ 改正後の条例、規則、運用基準の規定に従ってください。

※1 基準となる日付は、改正日ではなく、施行日となります。

※2 改正後の条例等の適用対象となる変更は、以下のとおりです。

対象となるもの	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延べ面積を変更するもの</li> <li>・ 特定用途と非特定用途の面積内訳を変更するもの</li> <li>・ 特殊装置を設置又は除却し、駐車施設の規模の緩和を受ける又は緩和の適用外となる場合</li> <li>・ 指定駐車施設の指定を受けようとする場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場の名称や管理者等を変更するもの</li> <li>・ 隔地駐車場の場所・台数等を変更するもの</li> <li>・ その他軽微な変更をするもの</li> </ul>

## 12. よくある質問

Q. 床面積の算出対象は、特定用途及び非特定用途に供する部分のみとなりますか？

A. 床面積には、共用部分も含まれます。なお、床面積の算出対象外となるのは、駐車施設の用途に供する部分(50cc以下の駐車場・駐輪場は除く。)となります。

Q. 敷地内に別棟で駐輪場やゴミ置場を建築する場合、その面積は参入されますか？

A. 延べ面積の算定は建築基準法の規定によります。その上で、用途に応じて特定用途と非特定用途に振り分けることとなります。また、当該延べ面積に駐車施設の用途に供する部分(排気量 50cc を超えるもの)が含まれる場合、その部分は算定面積から除くことができます。共用部分については、延べ面積(駐車施設の用途に供する部分を除く)に対する各用途の割合で按分して加算します。

Q. 附置義務台数が緩和されることはありますか？

A. 6,000㎡未満の建築物に対しては、緩和措置が適用されます。また、事務所の用途の場合には、規模に応じた低減措置が適用されます。

Q. 附置義務駐車施設を機械式で設けることは可能ですか？

A. 駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いる駐車施設のうち市長が認めるものについては、設置することが可能です。なお、特殊の装置を用いる駐車施設の所有者又は管理者は、定期的に保守点検を行う必要があります。

Q. 附置義務駐車施設として認められる駐車施設の条件について教えてください。

コインパーキングなどの時間貸し駐車場に設けることはできるのでしょうか？

A. 附置義務駐車施設については、対象となる建築物において専用的に利用できることが担保されていることが条件となります。そのため、コインパーキングなどの時間貸し駐車場等の一般公共の用に供する駐車施設については、専用的に利用できることが担保されない限り、附置義務駐車施設とすることはできません。

(附置義務駐車施設として認められるものと認められないものの例)

認められるもの	認められないもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築物又はその敷地内の駐車場 (ただし、建築物利用者以外に貸し出しているものは認められない)</li><li>・ 月極駐車場の全体又は一部を借りているもの</li><li>・ 店舗駐車場について料金を徴収しているもの (店舗利用者のための駐車場であれば認められる)</li><li>・ 指定駐車施設として認められている駐車場</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 青空駐車場のコインパーキング (ただし、駐車場全体又は一部を借りて、対象建築物の駐車場であることを示している場合は専用的利用と認められる)</li></ul>

※建築物又はその敷地内の駐車場以外の隔地駐車場及び指定駐車施設についてはこのほかにも条件がありますので、詳しくは条例、規則、運用基準及び本手引きの項目7.(p.7)、8.(p.7-8)をご参照ください。